

国保からのお知らせ

4月1日から退職被保険者の一部負担金の割合と70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が変わります。

退職被保険者の一部負担割合の見直しについて

3歳以上70歳未満の退職被保険者とその被扶養者の一部負担金の割合が3割となります。

改正前

70歳以上	1割	一定以上所得者 2割
3歳以上 70歳未満	退職本人 2割	
	退職被扶養者 外来3割 入院2割	一般 3割
3歳未満	2割	



改正後

70歳以上	1割	一定以上所得者 2割
3歳以上 70歳未満	退職・一般とも 3割	
3歳未満	2割	

高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)

改正前

上位所得者	139,800円＋ (医療費－699,000円) ×1% [77,700円]
一般	72,300円＋ (医療費－361,500円) ×1% [40,200円]
低所得者	35,400円 [24,600円]



改正後

上位所得者	139,800円＋ (医療費－ 466,000円) ×1% [77,700円]
一般	72,300円＋ (医療費－ 241,000円) ×1% [40,200円]
低所得者	35,400円 [24,600円]

※[]内の額は多数該当の場合(4回目以降)

Q&A 国民年金

保険料の前納割引について

保険料は毎月納めることになっていますが、将来の保険料を前払いすると割引される前納制度があります。

1年分または定められた期間の保険料を前納しますと、その保険料は年4分の割合(複利現価法)で割引かれます。

また、納め忘れがなく、その都度納める手間も省けることになります。

保険料を前納する場合

	1年間	6カ月
前納する月	4月末日	10月末日
前納額	156,770円	79,150円
通常払(毎月)	159,600円	79,800円

※付加保険料の前納割引制度もあります。詳しいことは下記の社会保険事務局にお問い合わせください。

問合せ先 山梨社会保険事務局大月事務所 ☎(22)3811(代)

宝くじの助成をうけて

「谷村ばやし保存会」
太鼓・三味線を購入

全国宝くじ助成を受け、八朔まつりに賑わいをかもしだしている、谷村ばやし保存会の備品の充実を図ることができました。

